

## 大阪広域環境施設組合規則第7号

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「日数とする。」を「日数とする。ただし、地公法第26条の6第7項第1号の規定により採用された職員、同法第28条の4第1項の規定により採用された職員、育児休業法第6条第1項第1号の規定により採用された職員並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第3条の規定により採用された職員については、別表第3の日数欄に掲げる日数とする。

（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）」に改める。

第4条第1項第13号中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表中「別表第3」を「別表第4」に改め、別表2の次に次の別表を加える。

別表第3（第2条関係）

新たに職員となった日の属する月	日数
4月	20日
5月	18日
6月	17日
7月	15日
8月	13日
9月	12日
10月	10日
11月	8日
12月	7日
1月	5日
2月	3日

3月

2日

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。